



新年おめでとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。
12月以降、一段と寒さが厳しくなってきました。これからも、厳しい寒さが繰り返し訪れるとの予想も出ています。
体調にはくれぐれもご注意いただき、三学期をスタートしましょう。



新年！出勤簿も新たに・・・

1月から、出勤簿や休暇簿などサービス関係の用紙が新しくなります。
学校事務センターでは、12月中に新しい出勤簿や休暇簿等の用紙印刷を行いました。

1月号の「事務センターだより」では、サービスに関してお伝えします。

○どうして出勤簿があり、毎日押さなければいけないの？

「職員は、定時までに出勤した事を証するために押印するものとする。また、時間単位等の休暇を始業時から受けて、その後出勤した場合は、押印し、あわせて休暇について所定の事項を記入するものとする。」（勤務時間、休日及び休暇の運用について）より

○年休は1月から新たに計算されるけど、他の休暇は？

特別休暇の暦年を単位とする休暇は、1月から新たに日数が始まります。
主なもの ボランティア休暇・家族看護休暇・学校等行事休暇など



○年休など、1日単位や半日単位、時間単位でも取れる休暇の使用合計はどのように計算するの？

1日＝7時間45分	始業時から終業時まですべての期間		
半日＝0.5日間	休憩を挟んだ午前と午後の勤務時間差が30分以内のときの午前or午後の休暇		
	(午前の勤務時間)	(休憩時間)	(午後の勤務時間)
(例)	8時30分から12時15分	12時15分から13時	13時から17時
	3.45	半日取得 可	4.00
	8時30分から12時40分	12時40分から13時25分	13時25分から17時
	4.10	半日取得 不可	3.35

時間単位 1時間単位で休暇を取れるが、通算8時間になると1日と15分になる。

8時間＝1日と15分

16時間＝2日と30分

24時間＝3日と45分

32時間＝4日と1時間

※このように換算されるので、時間単位を積み重ねると
たとえば合計32時間使用すると4日と1時間使用した
こととなります。

日単位や時間単位で取得できる年休や特休などの累計取得日時数は半日や時間単位の取得が多いと複雑になります。

たとえば、ある時点の累計日時数が、12.5日と5時間30分の時は年休のように年間に20日あると残りは6.5日と2時間15分というような複雑な残り日時数になります。

